

通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-584-5141（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当 土屋美紀

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 友遊ケアセンターの概要

① 事業の目的

社会福祉法人友遊の家が開設する友遊ケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とします。

② 運営の方針

事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

③ 通所介護事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 友遊ケアセンター

所在地 東京都日野市西平山2-2-15

介護保険指定番号 通所介護（東京都指定第1373501863号）

その他のサービス

- ・居宅介護支援
- ・日常生活支援総合事業第1号通所事業
- ・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- ・訪問介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型通所介護

サービスを提供する地域 日野市、八王子市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

④ 同事業所の職員体制

管理者・生活相談員 1名以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行います。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたります。

看護職員・機能訓練指導員 1名以上

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたります。介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたります。

介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたります。

⑤ 同センターの設備の概要

定員 30名

食堂 1室 (74 m²) 機能訓練室 1室 (22 m²)

静養室 1室

相談室 1室

浴室 一般浴槽

⑥ 営業時間

月～土 午前8時30分～午後5時30分

定休日 日曜日

※ 5月3日～5日、及び、12月30日～1月3日は休業

事業所のサービス提供時間は、午前9時30分～午後4時40分です。個々の利用者のサービス提供時間は、この範囲内で通所介護計画に基づき設定されます。基本は、午前9時30分～午後3時40分（所要時間6時間以上7時間未満）、又は、午前9時30分～午後4時40分（所要時間7時間以上8時間未満）となります。

⑦ 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備えます。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

⑧ その他運営についての留意事項

事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記します。

3. サービス内容

① 送迎

利用者のご自宅と当事業所間の送迎を行います。(送迎は居宅内介助を含まないため、身体状況により、訪問介護やご家族の送迎介助が必要となる場合があります。)

② 食事

できるだけ旬の食材を利用し、栄養のバランスと利用者の嗜好を考慮した食事を提供します。

③ 入浴

利用者の体調に合わせ、入浴または清拭を行います。

④ 個別機能訓練

利用者の心身の状況にあわせ個別機能訓練計画を作成し、それに基づいて日常生活を送るのに必要な機能の回復、または、減退を防止するためにゲーム、体操等を取り入れて楽しくできるように実施します。

⑤ 口腔機能訓練

口腔機能の低下している又はその恐れのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づき口腔機能訓練を行います。

⑥ 生活相談

利用者や家族からの相談に応じ、また、情報の提供を行います。

⑦ 健康チェック

血圧、脈拍、体重測定等の一般的な健康管理を行います。ただし、医学的治療は行いません。

4. 料金

介護保険給付対象サービスの利用料

		6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	
利 用 料	要介護1	6,237円	7,027円	1日につき
	要介護2	7,358円	8,298円	1日につき
	要介護3	8,501円	9,612円	1日につき
	要介護4	9,622円	10,925円	1日につき
	要介護5	10,765円	12,260円	1日につき
個別機能訓練加算Ⅰイ		598円		週1回程度
入浴介助加算Ⅰ		427円		1日につき
口腔機能向上加算Ⅰ		1,602円		月2回まで
送迎減算(家族送迎)		-501円		1回につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ		192円		1日につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		上記費用総額の9.2%		1月につき

利用者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領の場合は、上記金額の1割、2割、または3割（介護保険負担割合証に記された利用者負担の割合）。ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による。 ・端数処理のため利用料総額は各項目の合計と異なることがあります。
--------	--

介護保険給付対象外サービスの利用料

昼食代、おやつ代	1日 720円
日常生活費（個人用の日用品、おむつ、教養娯楽の材料など）	実費
「預かり」サービス代	家族の出迎え等の都合で、利用者のサービス提供時間を越えて通所介護を利用する場合： 1時間あたり1,000円
通常の実施地域を越える交通費	通常の実施地域を越えて1kmにつき 10円

① キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先電話042-584-5141）

ご利用の前日午後4時までにご連絡いただいた場合：無料

ご利用の前日午後4時までにご連絡がなかった場合：500円

当日の利用者の都合で、遅い迎えや早い送りとなった場合には、通常の料金となります。

5. 健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名 医師名	
	連絡先	
ご家族	続柄 氏名	
	連絡先	

急を要し、ご家族との連絡がとれない場合、事業所の判断で救急要請をします。容体が非常に危険な時に、延命措置を望まない場合は、あらかじめ書面にてその旨をお知らせ下さい。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情窓口

担当 土屋美紀

電話 042-584-5141

② 第三者委員

窪田之喜（日野市民法律事務所 弁護士 042-587-3533）

山本英司（かたくり法律事務所 本法人監事 042-582-7285）

③ 行政機関の相談・苦情窓口

東京都国民健康保険団体連合会

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当

03-6238-0177

午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝祭日及び1月2日・3日並びに12月29日～31日は除く）

日野市

日野市介護保険課介護給付係042-514-8519

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝祭日及び1月2日・3日並びに12月29日～31日は除く）

八王子市

八王子市健康福祉部介護保険課042-620-7414～7416

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝祭日及び1月2日・3日並びに12月29日～31日は除く）

9. 事業運営の透明性

事業所は、社会福祉法人として、事業内容及び財務内容を事業年度毎に日野市に提出しています。これらの書類は当事業所にも閲覧可能です。

ハラスメントについて

利用者やご家族等によるハラスメントは、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりでなく、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。

ハラスメントに該当するのは次のような行為です。

- 1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：ものを投げつける／たたく／蹴る／ひっかく／つねる／唾を吐く
- 2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／威圧的な態度で文句を言う／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／無視をし続ける
- 3) セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする／不快感を与える性的な言動をする／猥せつな図画を見せる

介護職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。利用者やご家族と事業者の信頼関係があつてこそ、よりよいサービスの提供が可能となります。介護職員が安心して働くことができる環境づくりにご協力とご理解をお願いします。

注) 認知症等の病気または障害の症状として現われた言動（BPSD※等）は、ハラスメントではないとされています。「ハラスメント」としてではなく、医療的なケアによってアプローチする必要があります。

利用者の個人情報取扱いについて

当事業所では、利用者の個人情報を以下のとおり大切に取扱いします。

1. 個人情報に対する当事業所の基本姿勢

当事業所は、個人情報保護法および厚生労働省のガイドラインにしたがって、個人情報の取扱いに関して、厳粛な管理のもとで行っています。

2. 個人情報の収集・利用目的

当事業所は、利用者およびその家族からいただく個人情報の利用目的は、介護サービスの提供、介護保険事務、管理運営業務、および、サービス担当者会議等の他の居宅サービス事業所との連携のためとし、適法かつ公正な手段により、必要な範囲で個人情報を収集します。収集した個人情報は、収集目的の範囲内で利用・提供を行います。

なお、広報活動（デイサービス便り等）に活動中の写真を使用することがありますので、不都合のある方は予めお申し出ください。

3. 個人情報の提供

当事業所は、法令に定める場合を除き、個人情報を利用者の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の外部委託

当事業所は、円滑なサービスの提供を適切に行うために、外部委託先に当事業所が保有する個人情報の取扱いを委託することがあります。その場合には、当事業所の責任において委託先を厳選し、個人情報保護に関する契約を締結したうえで業務委託し、利用者の個人情報を適切に管理・監督します。

5. 個人情報の保護対策

当事業所が保有するデータベースシステムについては、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に係わるセキュリティ対策を講じています。また、当事業所の従業員に対しては、定期的に個人情報保護のための教育を実施し、利用者の個人情報を厳重に管理しています。

6. 個人情報についてのお問い合わせ

利用者からの個人情報の開示、変更および削除等に関するご請求は、お手数ですが下記までお申し出ください。お申込者をご本人様であることを確認のうえ、合理的な範囲内で速やかに対処いたします。

個人情報の利用者相談窓口

担当 土屋美紀

電話 042-584-5141